

## ◆中小企業者の定義

下記のいずれかを満たすこと			
業種	資本金の額または 出資の総額	常時使用する従業員の数	
		中小企業者	医療法人、 農事組合法人等
卸売業	1億円以下	100人以下	100人以下
小売業 (飲食店含む)	5,000万円以下	50人以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	100人以下
宿泊業	5,000万円以下	100人以下	200人以下
運輸業	3億円以下	300人以下	300人以下

## ◆その他

この給付金は、所得税法上「事業所得等」に該当し、事業収入のその他収入になります。  
所得税等は、必要経費や所得控除を差し引いた残額で計算されます。